



第70回大阪税関行政懇談会 資料②

大阪税関の概況



目次

I . はじめに	2
II . 大阪税関の概況	4

I. はじめに

税関の3つの使命

安全・安心な
社会の実現



船舶・航空機に対する取締



旅客・乗組員の携帯品通関



テロ・大量破壊兵器対策



不正薬物等の発見
麻薬探知犬の育成



知的財産侵害物品の輸入差止

貿易の健全な発展と
安全な社会を実現するため、
世界最先端の税関を目指す。



関税法違反事件の調査・処分

適正かつ公平な
関税等の徴収

貿易円滑化の
推進



事前教示制度



輸出入申告の審査



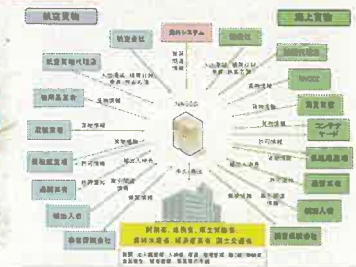
輸入事後調査



AEO制度の導入等
各種制度改正



輸出入・港湾関連情報処理システム
(NACCS)

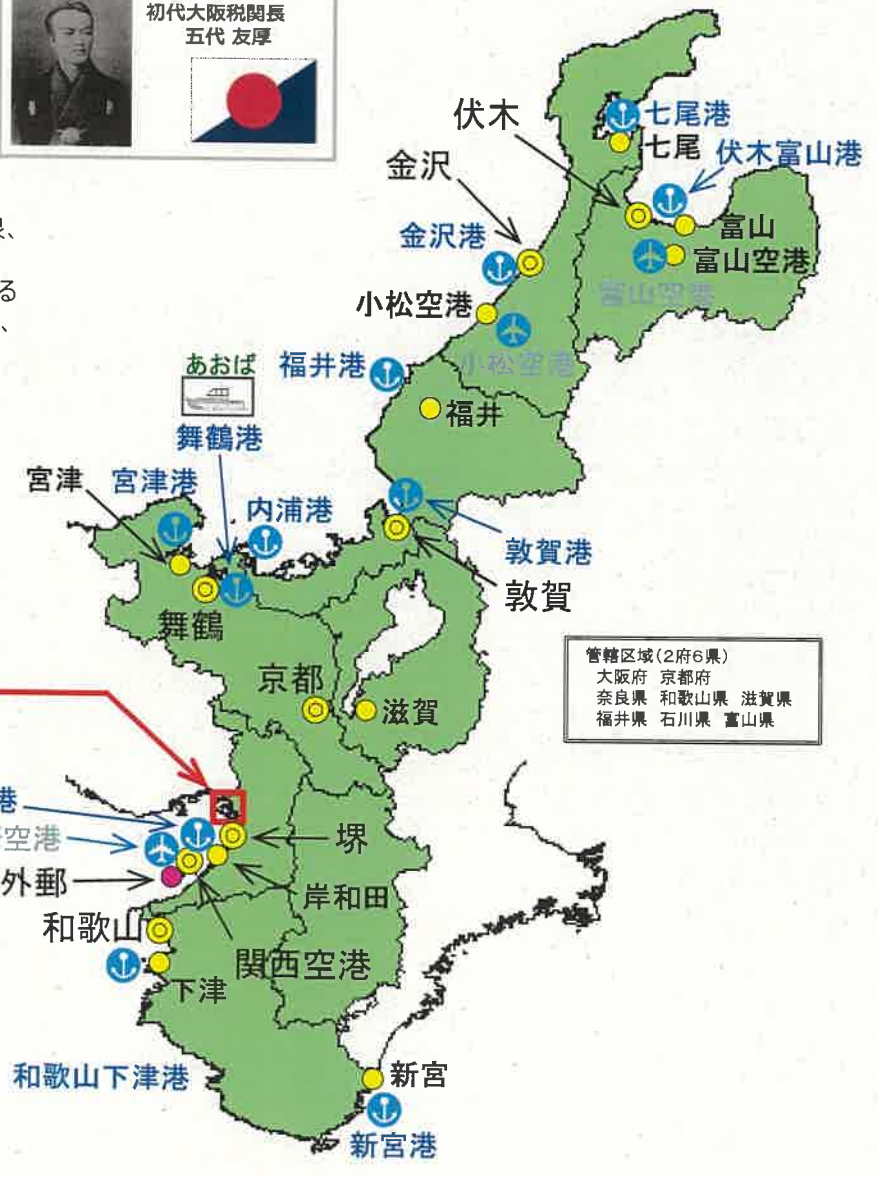


Ⅱ．大阪税関の概況

1. 沿革と管轄区域

大阪税関の沿革

- 慶応 3年(1867) 8月 大阪税関の前身「川口運上所」を設置
- 慶応 4年(1868)閏4月 五代友厚が運上所の事務を管掌、初代運上所长官となる
- 慶応 4年(1868) 7月 大阪港(川口)開港 ※9月8日明治と改元
- 明治 5年(1872)1 1月 「税関」へ呼称統一
- 明治 23年(1890) 9月 税関の管轄区域が定められ、三河、尾張、伊勢、志摩、紀伊、和泉、摂津が管轄となる
- 明治 35年(1902)1 1月 新潟税関の廃止に伴い、若狭、越前、加賀、能登、越中を管轄する
- 大正 6年(1917) 6月 管轄区域が全国に及ぼされ、2府9県(大阪、京都、和歌山、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、岐阜、愛知)が管轄となる
- 大正 9年(1920) 5月 本関庁舎、築港地区へ移転
- 昭和 12年(1937)1 0月 名古屋税関の新設に伴い3県(三重、岐阜、愛知)移管
- 昭和 34年(1959) 4月 伊丹空港出張所を設置(平成6年(1994)9月廃止)
- 昭和 44年(1969)1 0月 大阪港湾合同庁舎完成、現在に至る
- 昭和 45年(1970) 5月 大阪税関南港出張所を設置
- 平成 6年(1994) 9月 関西国際空港開港に伴い、関西空港税関支署を設置
- 平成 29年(2017) 1月 関西国際空港第2ターミナルビル(国際線)供用開始



管轄区域(2府6県)
大阪府 京都府
奈良県 和歌山県 滋賀県
福井県 石川県 富山県



★	: 本関	1
●	: 直轄出張所	2
◎	: 税関支署	8
○	: 支署出張所	10
↓	: 開港	12
✈	: 税関空港	3
🚢	: 監視艇	3

2. 大阪税関と全国の貿易額推移

【参考：貿易統計資料（確定値）（2023年は速報値）】

港別貿易額 2023（令和5）年

大阪税関管内の貿易額 2023（令和5）年

- 輸出入総額 27兆1,065億円（全国シェア12.8%）
- 輸出額 13兆3,181億円（全国シェア13.2%、9税関中5位）
- 輸入額 13兆7,884億円（全国シェア12.5%、9税関中4位）

貿易額推移

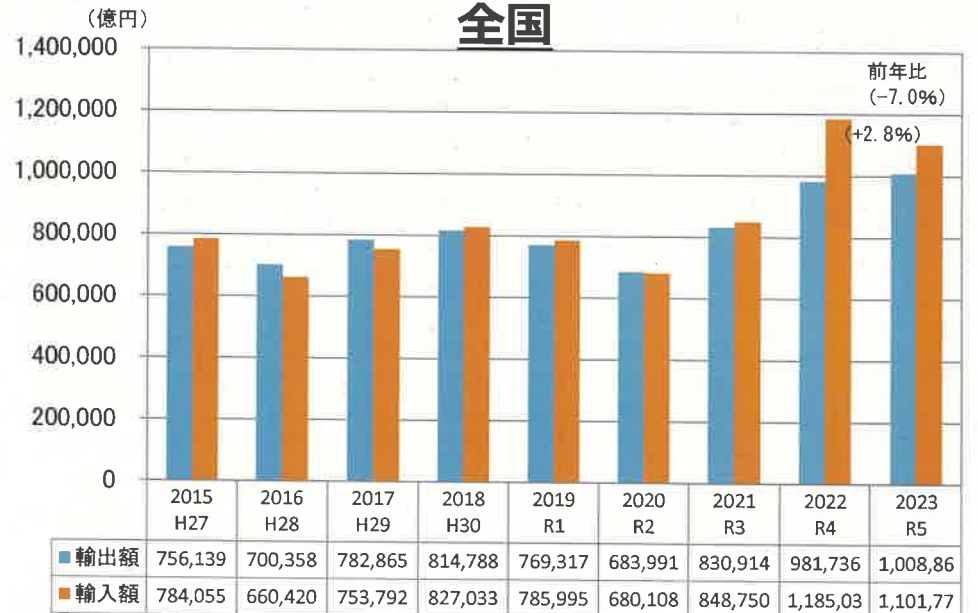
- 輸出額 3年ぶりの減少
- 輸入額 3年ぶりの減少
- 差引額 2年連続の輸入超過

輸出			輸入			輸出入		
順位	港名	額	順位	港名	額	順位	港名	額
1	名古屋	15兆1,945億円	1	成田空港	18兆7,360億円	1	成田空港	33兆7,856億円
2	成田空港	15兆 496億円	2	東京	15兆3,045億円	2	東京	22兆7,665億円
3	横浜	8兆5,204億円	3	名古屋	7兆2,498億円	3	名古屋	22兆4,443億円
4	神戸	7兆5,120億円	4	横浜	6兆3,919億円	4	横浜	14兆9,123億円
5	東京	7兆4,619億円	5	大阪	6兆1,724億円	5	神戸	12兆2,048億円
6	関西空港	6兆3,034億円	6	千葉	4兆9,913億円	6	関西空港	10兆7,664億円
7	大阪	4兆3,256億円	7	神戸	4兆6,927億円	7	大阪	10兆4,980億円
8	博多	4兆2,468億円	8	関西空港	4兆4,630億円	8	千葉	6兆 639億円
9	三河	3兆6,271億円	9	川崎	3兆 930億円	9	博多	5兆7,093億円
10	清水	2兆2,350億円	10	四日市	2兆3,073億円	10	三河	4兆7,558億円

(注1) 青字は空港を示す。

(注2) 赤字は大阪税関管内の港を示す。

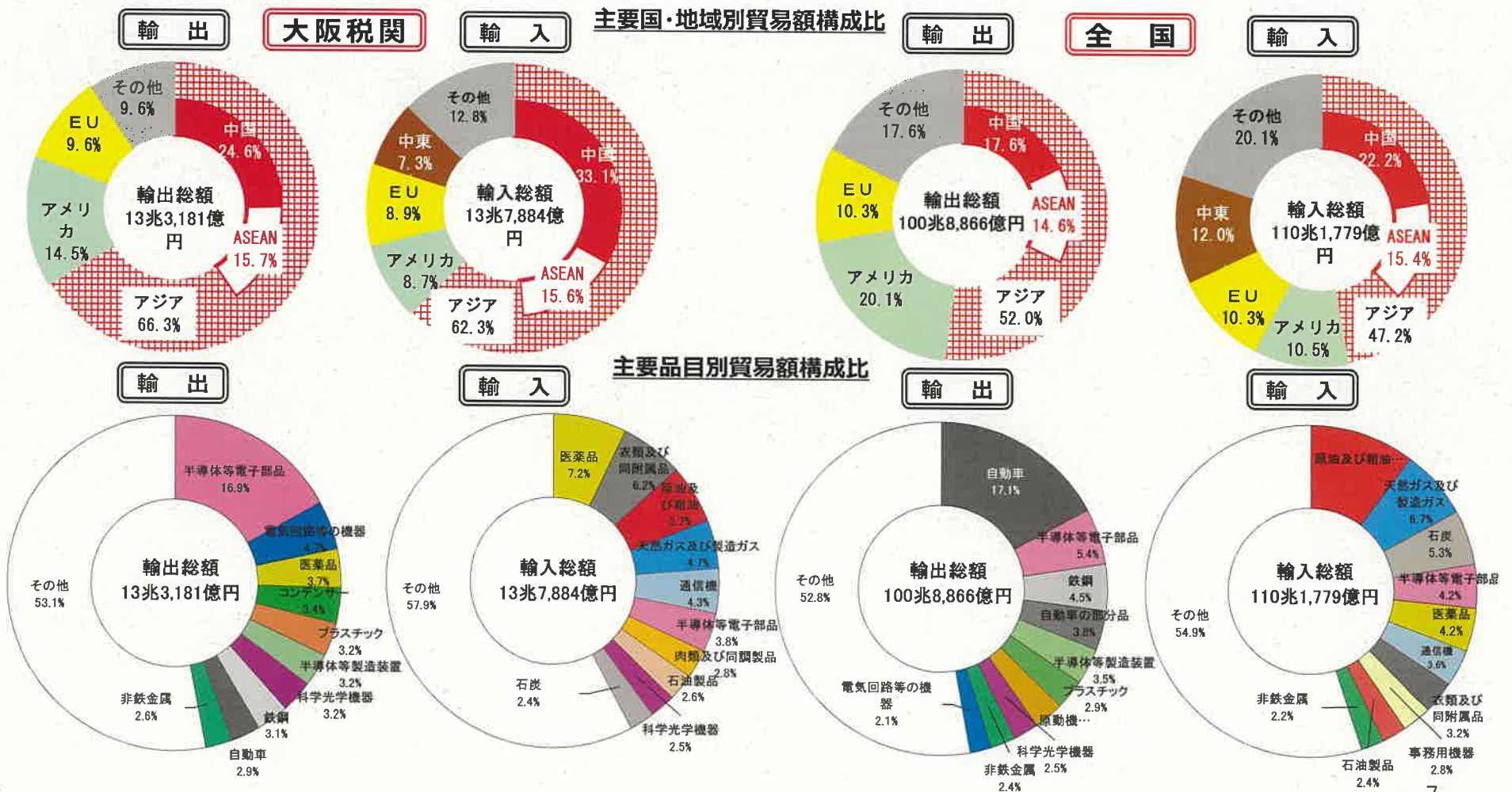
(注3) 成田空港は東京航空貨物出張所と成田航空貨物出張所の合計



3. 大阪税関と全国の貿易概況（令和5年）

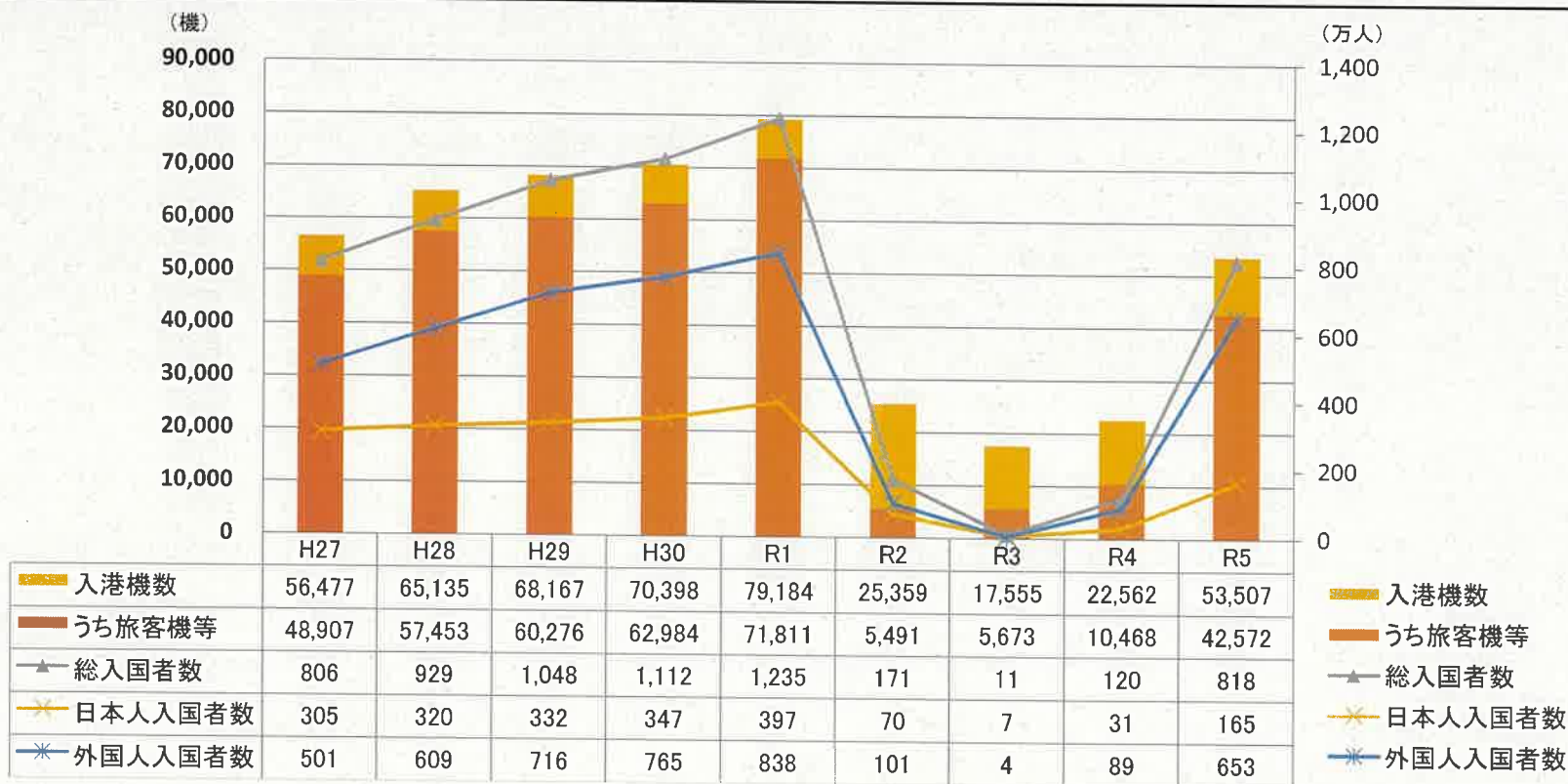
【参考：貿易統計資料（速報値）】

- ▶ 大阪税関における主要国・地域別貿易額の構成比は、輸出・輸入ともにアジアがトップであり、その傾向は全国と同様であるが、その割合は全国よりも大きい。
- ▶ 主要品目別貿易額構成比では、大阪税関は輸出の半導体等電子部品（16.9%）、輸入の医薬品（7.2%）や衣類及び同附属品（6.2%）の占める割合が全国よりも大きい。



4. 関西空港の入港機数及び入国者数の推移

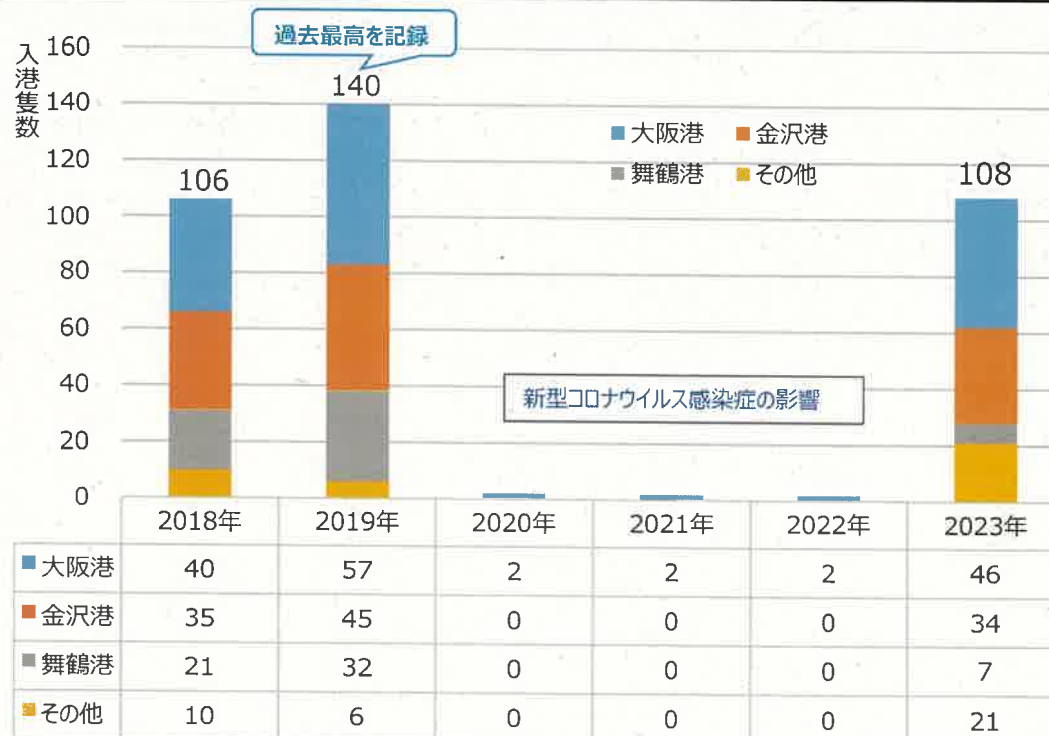
- ▶ 平成27年～令和元年の間、国際線入港機数については、旅客機等を中心に一貫して増加し、令和元年は、約79,000機と過去最高を記録。
- ▶ 平成27年～令和元年の間、入港機数増加に伴い外国人入国者数が増加、総入国者数も一貫して増加し、令和元年は、約1,235万人で過去最高を記録。
- ▶ 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたが、令和5年の総入国者数は約818万人（R元年比66.2%）、国際線入港機数は約54,000機（R元年比67.6%）と回復傾向がみられる。



【参考：国際線入港機数は関西空港税関支署調べ、入国者数は法務統計】

5. 大阪税関管内の国際クルーズ船入港隻数の推移

- ▶ アジアを中心としたクルーズ需要の拡大、欧米等における日本（文化等）人気を受けて、大阪税関管内の国際クルーズ船入港隻数は、クルーズ船旅客ターミナルが整備された大阪港、金沢港及び舞鶴港を中心に増加し、2019年には、140隻と過去最高を記録。
- ▶ 2020年～2022年の間、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国際クルーズ船の受入を休止していたが、2023年3月に国際クルーズ船の受入が再開。それ以降、入港隻数は順調に増加し、コロナ禍前の水準まで回復。



【出所：各港湾局、振興協会HP。なお、2020年～2022年の大阪港への入港は試験運行等によるもの。】

6. (1) 不正薬物等の摘発実績

令和5年上半期で

- ▶ 大阪税関においては、摘発件数が58件（前年同期比105%）、押収量は約115kg（前年同期比165%）と共に増加した。
- ▶ 全国税関においては、摘発件数が472件（前年同期比92%）と減少したが、押収量は約675kg（前年同期比106%）と増加した。

大阪税関における不正薬物等の摘発実績

種類	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		前年同期比
						(1-6月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	52	16	14	35	17	23	135%
	kg	127	34	83	55	35	101	288%
大麻	件	32	32	18	35	12	11	92%
	kg	5	40	46	43	19	7	35%
麻薬	件	17	21	27	32	17	18	106%
	kg	9	20	3	34	12	7	63%
	千錠	10	19	28	25	21	0	2%
向精神薬	件	-	-	1	-	-	-	-
	kg	-	-	0	-	-	-	-
	千錠	-	-	1	-	-	-	-
あへん	件	-	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	29	28	31	16	9	6	67%
	kg	0	3	2	7	4	0	3%
合計	件	130	97	91	118	55	58	105%
	kg	142	96	133	139	70	115	165%
	千錠	10	19	29	25	21	0	2%
(参考) 使用回数	万回	457	186	322	312	157	341	218%
銃砲	件	-	-	-	-	-	-	-
	丁	-	-	-	-	-	-	-
	うち拳銃	-	-	-	-	-	-	-
拳銃部品	件	-	-	-	1	1	-	全減
	点	-	-	-	2	2	-	全減

全国税関における不正薬物等の摘発実績

種類	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		前年同期比
						(1-6月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	425	72	95	300	98	220	224%
	kg	2,587	811	1,014	567	190	591	312%
大麻	件	242	204	199	148	77	54	70%
	kg	82	126	153	431	402	9	2%
麻薬	件	209	167	233	232	104	102	98%
	kg	656	822	61	131	34	70	204%
	千錠	61	90	133	78	68	2	3%
向精神薬	件	6	2	6	16	12	8	67%
	kg	-	-	0	0	0	0	3%
	千錠	0	1	1	2	1	1	54%
あへん	件	-	-	1	-	-	-	-
	kg	-	-	4	-	-	-	-
指定薬物	件	165	300	302	348	223	88	39%
	kg	14	169	19	17	12	4	34%
合計	件	1,047	745	836	1,044	514	472	92%
	kg	3,339	1,928	1,251	1,147	638	675	106%
	千錠	61	91	134	80	69	3	4%
(参考) 使用回数	万回	10,957	5,530	3,577	2,239	831	2,079	250%
銃砲	件	-	3	1	5	2	1	50%
	丁	-	3	1	6	2	1	50%
	うち拳銃	-	3	1	5	2	1	50%
拳銃部品	件	-	-	1	3	2	1	50%
	点	-	-	1	5	4	1	25%

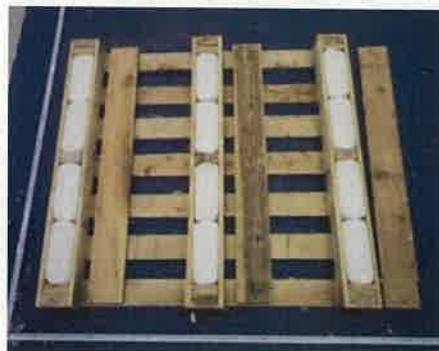
6. (2) 大阪税関における主な不正薬物等摘発事例

① 航空貨物からの摘発事例（関西空港税関支署）

令和5年4月、米国来航空貨物から木製パレット底部に分散隠匿された覚醒剤約12キログラムを発見、摘発



(隠匿物件外観)



(隠匿物状況)



(隠匿されていた覚せい剤)

② 航空機旅客からの摘発事例（関西空港税関支署）

令和5年3月、フィリピンから関西空港に入国した旅客のスーツケースに隠匿された覚醒剤約2キログラムを発見、摘発



(スーツケース外観)



(スーツケース開披状況)



(隠匿物取出)



(隠匿されていた覚醒剤)

6. (2) 大阪税関における主な不正薬物等摘発事例

③ 国際郵便からの摘発事例（大阪外郵出張所）

令和5年1月、米国来国際郵便物から、カプセル剤内に分散隠匿された覚醒剤約30グラムを発見、摘発



(隠匿物件収納状況)



(隠匿物件であるカプセル錠剤を取り出した状況)



(隠匿されていた覚醒剤)

④ 海上貨物からの摘発事例（監視部）

令和5年6月、中国（香港）来の海上貨物から、コンプレッサー8台に分散隠匿された金地金約16キログラム（40塊）を発見、摘発



(隠匿物件外観)



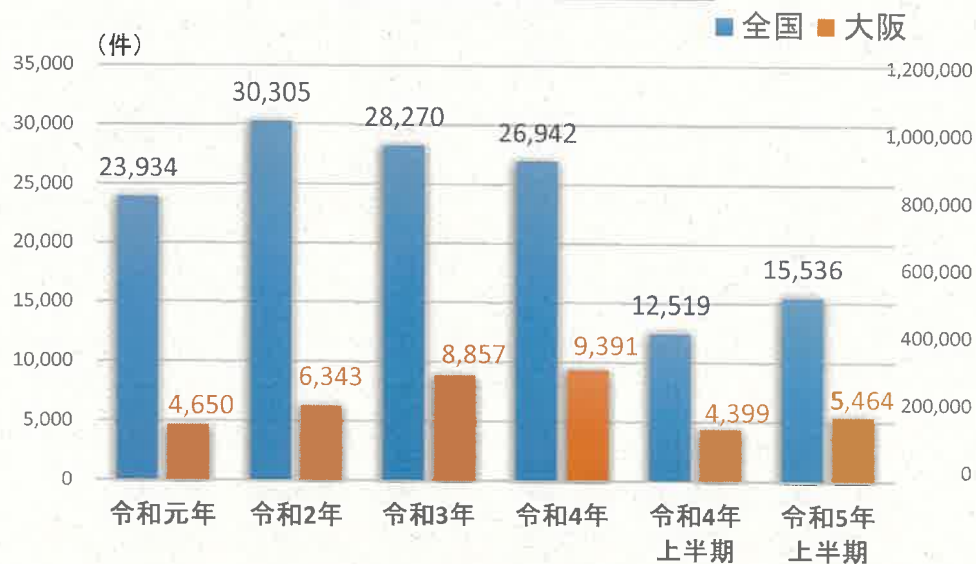
(隠匿状況)



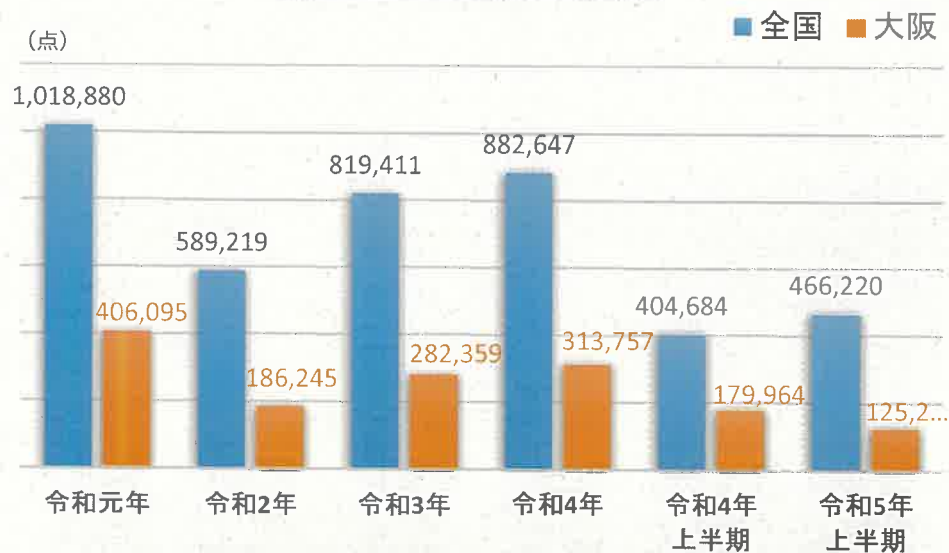
(隠匿されていた金（1塊分）)

7. (1) 知的財産侵害物品の輸入差止状況

輸入差止件数の推移



輸入差止点数の推移



大阪税関における令和5年上半期の知的財産侵害物品の輸入差止状況

- 輸入差止件数は5,464件（前年同期比124.2%）
- 輸入差止点数は125,254点（前年同期比69.6%）

（参考）知的財産侵害物品

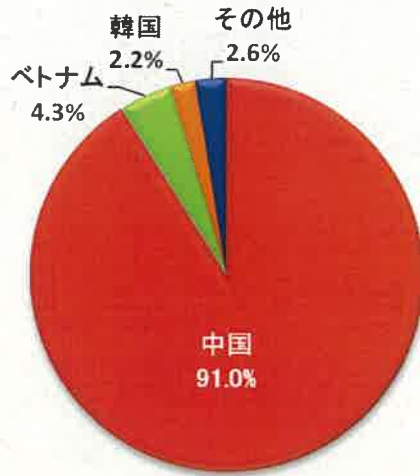
特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（物品形状等）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品および不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）



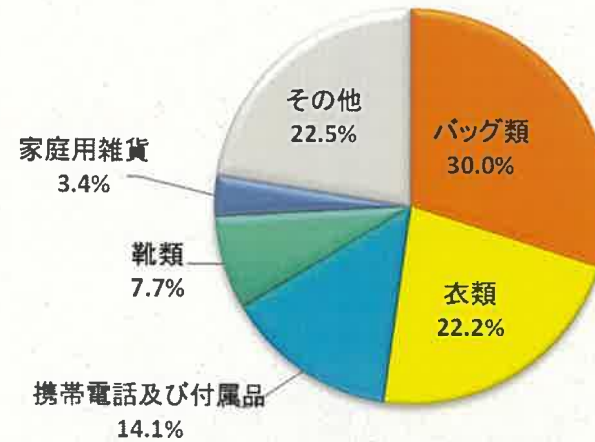
7. (2) 大阪税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品

令和5年上半期（件数ベース）

仕出国（地域）別構成比



品目別構成比



- 仕出国（地域）別は、件数ベース、点数ベース（90.0%）のいずれも中国からが最多。
- 品目別は、件数ベースでは、バッグ類（1,842件、前年同期比107.4%）や衣類（1,367件、前年同期比144.2%）、点数ベースでは、電気製品（18,363点、前年同期比77.7%）や医薬品（17,501点、前年同期比46.1%）が前年に引続き上位を占めた。



8. 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）

- ・開催期間 2025年4月13日～10月13日
- ・テーマ いのち輝く未来社会のデザイン
(Designing Future Society for Our Lives)
- ・サブテーマ Saving Lives (いのちを救う)
Empowering Lives (いのちに力を与える)
Connecting Lives (いのちをつなぐ)
- ・入場者想定 約2,820万人



大阪税関における「大阪・関西万博」開始に向けた取組み

- パビリオンの建築資材や展示物等の通関（輸入許可、展示等承認など）
 - ・万博会場の保税展示場（注1）許可
(2023年4月1日～2026年4月30日)
- テロ対策
- 知的財産侵害物品の取締り
 - ・大阪・関西万博公式キャラクター「ミヤクミヤク」の商標権にかかる輸入差止申立て（注2）受理通知書を交付
(2023年11月1日)



「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」に対して輸入差止申立て受理通知書を交付
(於 大阪税関 2023年11月1日)

注1 保税展示場は、国際的な規模で行われる博覧会や公的機関が行う外国商品の展示会などの運営を円滑にするために、外国貨物を関税などを課さないままで、簡易な手続により展示したり、使用する場所として設けられたもの。

注2 輸入差止申立ては、知的財産権を有する権利者が、自らの知的財産権を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関に知的財産権を侵害する貨物か否かについて認定するための手続を執るよう申立てる制度。